

## 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	そんぽの家 経堂
定員・室数	30 人 ・ 30 室

## 有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ 付 登 録 の 有 無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	月払い方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立除く）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員1人
介護に関わる職員体制	3：1以上

## 1 事業主体

名 称	法人等の種別 営利法人		
	フリカ`ナ 名 称	ソムポケア カンパニー SOMPOケア 株式会社	
主たる事務所の所在地	〒 140-0002	東京都品川区東品川4丁目12番8号	
連 絡 先	電 話 番 号	03-6455-8560	
	ファックス番号	03-5783-4170	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.sompocare.com		
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名 遠藤 健
設 立 年 月 日	平成9年5月26日		
主 な 事 業 等	有料老人ホーム、サービス高齢者向け住宅、居宅サービス事業		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	79	SOMPOケア 王子神谷 訪問介護	足立区新田1-3-19
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	5	SOMPOケア 尾山台 訪問看護	世田谷区尾山台3-33-5
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	14	SOMPOケア 赤羽 デイサービス	北区赤羽台3-1-19
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	69	そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
福祉用具貸与	5	SOMPOケア 大田 福祉用具	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル1F
特定福祉用具販売	5	SOMPOケア 大田 福祉用具	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル1F

＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時訪問介護・看護	24	SOMPOケア 世田谷 定期巡回	世田谷区経堂1-5-8 ロイヤルハイツ経堂2階
夜間対応型訪問介護	17	SOMPOケア 世田谷 定期巡回	世田谷区経堂1-5-8 ロイヤルハイツ経堂2階
地域密着型通所介護	2	SOMPOケア 新中野 デイサービス	中野区中央3-27-15 富田ビル
認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぼの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	54	SOMPOケア 王子神谷 居宅介護支援	足立区新田1-3-19
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	5	SOMPOケア 尾山台 訪問看護	世田谷区尾山台3-33-5
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	56	そんぼの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
介護予防福祉用具貸与	5	SOMPOケア 大田 福祉用具	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル1F
介護予防特定福祉用具販売	5	SOMPOケア 大田 福祉用具	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル1F
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぼの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
介護予防支援	4	杉並区地域包括支援センターケア24成田	杉並区成田西3-7-4
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

## 2 事業所概要

名称	フリカ`ナ	ソソボノエキョドウ		
	名称	そんぼの家 経堂		
所在地	〒	156-0055		
		東京都世田谷船橋5-14-11		
連絡先	電話番号	03-5316-1301		
	ファックス番号	03-5316-1302		
ホームページ	<a href="https://www.sompocare.com">https://www.sompocare.com</a>			
介護保険事業所番号	第1371214055号			
管理者職氏名	役職名	管理者	氏名	服部 亮
事業開始年月日	平成 28 年 11 月 1 日			
届出年月日	平成 28 年 8 月 10 日			
届出上の開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日			

特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 28 年 11 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 4 年 10 月 31 日 まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	令和 3 年 3 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 9 年 2 月 28 日 まで			
事業所へのアクセス	小田急 経堂駅・千歳船橋駅 徒歩 約20分 小田急バス 千歳船橋駅⇄経堂（桜上水2丁目下車）徒歩約5分				
施設・設備等の状況					
敷地	権利形態	—	抵当権	なし	
	面積	940.77 m <sup>2</sup>			
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	1417.15 m <sup>2</sup> うち有料老人ホーム分 1417.15 m <sup>2</sup>			
	竣工日	平成 24 年 3 月 30 日			
	階数	地上 3 階 地下 0 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 3 階 地下 0 階			
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
併設施設等	なし ( )				
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成24年5月1日 ~ 令和14年4月30日		
		自動更新	あり		
居室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	4	23.86 m <sup>2</sup> ~ 23.86 m <sup>2</sup>	
	2階	1人	13	23.86 m <sup>2</sup> ~ 29.01 m <sup>2</sup>	
	3階	1人	13	23.86 m <sup>2</sup> ~ 29.01 m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>	
一時介護室	階	定員	室数	面積	
				m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>	
便所	居室	全室設置	共同便所	3 箇所 ( 男女共用 )	
浴室	居室	全室設置	共同浴室	個浴：1 大浴槽：0 機械浴：1	
	併設施設との共用		なし ( )		
食堂	兼用	あり ( 談話室・機能訓練室と兼用 )			
	併設施設との共用		なし ( )		
その他の共用施設	あり ( 応接室・エレベーター、洗濯室、談話コーナー、駐車場3台 )				
エレベーター	あり 1 基				
消防設備	自動火災報知設備：あり		火災通報装置：あり	スプリンクラー：あり	
緊急呼出装置	居室：あり	便所：あり	浴室：あり	脱衣室：あり	

### 3 従業者に関する事項

#### 職種別の従業者の人数及びその勤務形態

##### ① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）		1				1人	1.0	
生活相談員		1				1人	1.0	
看護職員：直接雇用		1	1	1		3人	2.4	機能訓練指導員
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用		10				10人	10.7	
介護職員：派遣				1		1人		
機能訓練指導員			1			1人	0.1	看護師
計画作成担当者		1				1人	1.0	
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員						0人		
その他従業者				1		1人	0.5	

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間

##### ③-1 介護職員の資格

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	6				
実務者研修	2				
介護職員初任者研修	1				
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし	1			1	

##### ③-2 機能訓練指導員の資格

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師			1		
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					

③-3 管理者（施設長）の資格 介護支援専門員

##### ④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	22 時 0 分～ 7 時 0 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 2 人以上 看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格 ③-1と同じのため記入省略

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし					

⑤-2 機能訓練指導員の資格 ③-2と同じのため記入省略

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数 2.3 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満				1	1						
1年以上3年未満		1		2				1			
3年以上5年未満		1	1	7		1				1	
5年以上10年未満											
10年以上											
合計		2	1	10	1	1	0	1	0	1	0

#### 4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス		あり ( 委託 )
食事介助サービス		あり
入浴介助サービス		あり
排せつ介助サービス		あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス		あり
相談対応サービス		あり
健康管理サービス (定期的な健康診断実施)		あり
服薬管理サービス		あり
金銭管理サービス		なし
定期的な安否確認の方法	巡回(夜間にも夜勤ヘルパーが巡回)。頻度は、入居者の意向を確認、また意見交換等を行い、できる限りそれを尊重する。	
施設で対応できる医療的ケアの内容	日中は看護職員が常駐しておりインスリンの管理・胃瘻への対応など可能。	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 プラタナス 松原アーバンクリニック
	所在地	東京都世田谷区松原5-34-6 (所要時間:10分 距離:2.9km)
	協力の内容	月2回の訪問診療と臨時往診。診療費用は入居者の自己負担。
協力医療機関(2)	名称	あおぞら在宅診療所 多摩 (内科)
	所在地	神奈川県川崎市麻生区五カ田2-2-1メイヒルズ205号
	協力の内容	月2回の訪問診療と臨時往診。診療費用は入居者の自己負担。
協力歯科医療機関(1)	名称	医療法人社団 親民会 波多野歯科クリニック
	所在地	東京都世田谷区若林4-31-9ポライト第2ビル1F
	協力の内容	月4回の訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
協力歯科医療機関(2)	名称	医療法人社団 優紀会 ホワイトラビット歯科医院
	所在地	東京都品川区二葉1-8-7 TYMビル2F
	協力の内容	月4回の訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
協力歯科医療機関(3)	名称	医療法人社団 慶実会 グレースデンタルクリニック本院
	所在地	東京都目黒区五本木3-25-17
	協力の内容	月4回の訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)

介護保険加算サービス等	
個別機能訓練加算	なし
夜間看護体制加算	あり
看取り介護加算	あり
医療機関連携加算	あり
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)
介護職員処遇改善加算	あり(Ⅰ)
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)
入居継続支援加算	なし
生活機能向上連携加算	なし
若年性認知症入居者受入加算	なし
口腔衛生管理体制加算	あり
栄養スクリーニング加算	あり
退院・退所時連携加算	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	
自費によるショートステイ事業	なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	65歳以上
	要介護度	要支援・要介護の方
	医療的ケア	要相談
	認知症	対応可
	その他	要介護状態の原因が介護保険で指定する特定疾病である40～64歳の方
身元引受人等の条件、義務等	<p>(身元保証人)</p> <p>1 入居者は、身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、次の各号に定める義務を負う。</p> <p>(1) 身元保証人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の一切の債務を保証する。</p> <p>(2) 身元保証人は、本契約が終了し、事業者が請求したときは、当人固有の債務として入居者の身柄を引取るとともに、第40条(明渡しおよび原状回復)に従った居室の明渡しおよび第41条(財産の引取等)に従った財産の引き取りをして、居室の明渡しをするものとする。なお、かかる場合に第45条(明渡しの遅延による損害賠償)第2項の損害が事業者が発生した場合には、身元保証人が保証するものとする。</p> <p>3 前項第(1)号の身元保証人の負担は、【表題部】2. 「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極度額を限度とする。</p> <p>4 前第2項第(1)号の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者または身元保証人が死亡したときに確定する。</p> <p>5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況(不履行の有無)ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でない事業者が認めたときは、入居者は、事業者の承認する身元保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。</p>	

<p>体験入居</p>	<p>利用期間</p>	<p>7日間</p>
	<p>利用料金</p>	<p>食費のみ徴収（1日1,242円／税抜価格1,150円）  ※有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、1食640円以下、1日累計額1,920円に達するまでは、軽減税率（8%）の対象となります。</p>
	<p>その他</p>	<p>なし</p>
<p>入院時の契約の取扱い</p>	<p>入院により不在の場合は家賃・管理費を頂き、食費は不在日数に応じ返却いたします。  基本的に入院期間中も入居契約は存続するため退院後は入院前の居室に戻ることができますが、入院が長期（2か月以上）にわたる場合はお客様の費用負担を鑑み、一時的に退去及び退院時の再入居契約の締結をご相談させていただくことがあります。</p>	
<p>やむを得ず身体拘束を行う場合の手続</p>	<p>1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者（入居者が意思表示をできない場合は身元保証人）または家族に説明して理解を得るものとする。  2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。  3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。  (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。  (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	
<p>事業者からの契約解除</p>	<p>（事業者の契約解除）  1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。  (1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。  (2) 第30条（入居までに支払う費用）に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき  (3) 第31条（入居後に支払う月額費用）に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。  (4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。  (5) 2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたらず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めるとき。  (6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。  (7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。  (8) 第6条（譲渡、転借等の禁止）または第25条第1項、第3項、第4項（禁止または制限される行為）の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。  (9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。  2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。  3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。  (1) 第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したとき、または、反しているとして事業者が合理的に判断したとき。  (2) 第25条第2項各号（禁止または制限される行為）に掲げる行為を行ったとき。  4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じて、何らこれを賠償する責任を負わない。</p>	



要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動		なし
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		
その他の居室への移動		あり
判断基準・手続	<p>判断基準の内容</p> <p>(事業者からの申し出による移り住み)</p> <p>1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。</p> <p>2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>(3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>(4) 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>(5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 本状により居室を変更する場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p> <p>(入居者または身元保証人からの申し出による移り住み)</p> <p>1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務を負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。</p> <p>2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。</p> <p>4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p> <p>手続きの内容</p> <p>1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>4 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p>	
利用料金の変更	あり	
前払金の調整	なし	
従前居室との仕様の変更	あり	
提携ホーム等への転居		あり 当社の運営する他のホーム
判断基準・手続	<p>1. 入居者又は身元保証人の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、通常の退去及び入居と同様の扱いを基本とする。</p> <p>2. 事業者の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、入居者は費用の負担を要しないが、入居者及び身元保証人は、退去と再入居に必要な事務手続きに協力するものとする。</p>	
利用料金の変更	あり	
前払金の調整	なし	
従前居室との仕様の変更	あり	

苦情対応窓口			
窓口の名称1	そんぽの家 経堂（ホーム長）		
電話番号	03-5316-1301		
対応時間	9:00 ～ 18:00 （定休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）		
窓口の名称2	SOMPOケア株式会社 本部担当者 お客様相談窓口		
電話番号	0120-65-1192		
対応時間	9:00 ～ 17:00 （定休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）		
窓口の名称3	①東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 ②東京都国民健康保険団体連合会 ③世田谷区砧総合支所 保険福祉課地域支援担当 ④（ ）介護保険課（保険者が上記③でない場合）		
電話番号	①03-5320-4537 ②03-6238-0177 ③03-3482-8193 ④		
対応時間	9:00 ～ 17:00 （月曜日～金曜日）		
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称：総合賠償責任保険（損害保険ジャパン株式会社）		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	

## 5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢：	90.2 歳	入居者数合計：	30 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満								
65歳以上75歳未満								
75歳以上85歳未満				1	1	1	1	
85歳以上				4	5	3	9	5
合計	0	0	0	5	6	4	10	5
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
入居者数	5	4	21				30	
男女別入居者数	男性： 6 人			女性： 24 人				
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	100 % （定員に対する入居者数）							
直近1年間に退去した者の人数と理由								
理由	人数			理由			人数	
自宅・家族同居				その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居				
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	1			医療機関への入院			1	
介護老人保健施設へ転居				死亡			6	
介護療養型医療施設へ転居				その他			2	
他の有料老人ホームへ転居				退去者数合計			10	

6 利用料金

入居準備費用	なし					円			
明内細訳									
支払日・支払方法									
解約時の返還									
敷金	なし								
金額						円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。			
家賃及びサービスの対価									
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)						
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費		
			プランの名称なし	0円	289,060円	210,000	41,800	37,260	実費
				0円					
				0円					
		0円							
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価 ( 円 ) × 想定居住期間 ( 月 ) により算出 (月額単価の説明) (想定居住期間の説明)							
	家賃	家賃:210,000円 「近傍同種の家賃相当額と比較して妥当な額として設定」 ※利用料のうち家賃相当額は消費税の非課税 ※※洗濯設備利用料1,100円/週(税抜金額 1,000円/週) 洗濯機を居室に持ち込みの場合:0円							
	管理費	管理費:41,800円(税込) 共用部部分の光熱水費、衛生管理費、修繕費等に充当 ※洗濯設備利用料1,100円/週(税抜金額 1,000円/週) 洗濯機を居室に持ち込みの場合:0円							
	介護費用	入居されている方が支援及び自立となった場合、家賃・食費・管理費に加え、生活支援費として1日3,300円(消費税含む)にて、入居継続が可能。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。							
	食費	朝食 - 円・昼食 - 円・夕食 - 円 間食 - 円 1日当たり 1,242 円 × 30日で積算(税込) ※有料老人ホームにおける食費(飲食料品の提供の対価)に係る消費税については、1食640円以下、1日累計額1,920円に達するまでは、軽減税率(8%)の対象となります。 厨房管理運営費なし。食費は1日単位で請求するため、1食単位の料金設定はなし (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 5日前までに食事サービスの利用の一時停止を申し出たときに限り、不在日数分の食費を返還する。ただし、朝食、昼食、夕食の1食でも食事をした場合は、不在日数分に含まない。							
	光熱水費	居室部分の電気代は利用量に応じた金額(東京電力と個別契約) 居室部分の水道代は利用量に応じた金額 ※共有部は管理費にて充当							

前払金の取扱い		
支払日・ 支払方法		
償却開始日		
返還対象とし ない額		
	位置づけ	
契約終了時の 返還金の算定 方式		
短期解約（死 亡退去含む） の返還金の算 定方式	期間：3か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事 項		
月額利用料の取扱い		
支払日・ 支払方法	毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に基本利用料（家賃、食堂、管理費）の翌月分と、その他の利用料の前月分を支払う。	
その他留意事 項	集金を三菱UFJファクター株式会社に委託し、本契約と同時に同社の提供するワイドネット利用の申し込みを行うものとする。	

(30日換算・自己負担1割の場合)

介護度	基本単位 a	加算 b	処遇改善加算 c=(a+b)×d 小数点以下 四捨五入	総単位数 e=a+b+c	介護報酬 f=e×地域別単価 小数点以下 切捨て	自己負担額 g=f×0.1 小数点以下 切上げ
要支援1	5,430	210	530	6,170	67,253円	6,726円
要支援2	9,300	210	894	10,404	113,403円	11,341円
要介護1	16,080	510	1,559	18,149	197,824円	19,783円
要介護2	18,060	510	1,746	20,316	221,444円	22,145円
要介護3	20,130	510	1,940	22,580	246,122円	24,613円
要介護4	22,050	510	2,121	24,681	269,022円	26,903円
要介護5	24,120	510	2,316	26,946	293,711円	29,372円

加算の種類	単位・割合	算定	備考	
b	個別機能訓練加算	0/日	なし	
	夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
	看取り介護加算	144~1,280/日	あり	対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
	認知症専門ケア加算	0/日	なし	
	サービス提供体制強化加算	6/日	あり(Ⅲ)	
	入居継続支援加算	0/日	なし	要介護のみ
	生活機能向上連携加算	0/月	なし	
	若年性認知症入居者受入加算	0/日	なし	対象者のみ
	口腔衛生管理体制加算	30/月	あり	
	栄養スクリーニング加算	5/1回	あり	対象者のみ
	退院・退所時連携加算	30/日(上限30日)	あり	対象者のみ
d	介護職員処遇改善加算	8.20%	あり(Ⅰ)	
	介護職員等特定処遇改善加算	1.20%	あり(Ⅱ)	

当ホームの地域別単価は10.9です。(世田谷区)

看取り介護加算を算定した月においては自己負担額が変動します。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	なし		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	289,060

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

\_\_\_\_\_年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

説明年月日  
\_\_\_\_\_年 月 日

説明者職・氏名  
\_\_\_\_\_

職  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

サービス一覧表		介護予防サービス				介護サービス									
要介護認定結果	要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		
状態	・友人との行き来や趣味活動の継続、地域行事への参加範囲が狭くなった。 ・日常での生活において、希望を実行するための自己判断する範囲が狭くなった。 ・仕事や社会での役割(ボランティアなど)の活動範囲が狭くなった。 ・家族や友人とのコミュニケーション範囲の縮小がみられる。 ・運動や移動範囲が狭くなった。 ・屋外での活動範囲が狭くなった。		・友人との行き来や趣味活動の継続、地域行事への参加範囲が狭くなった。 ・日常での生活において、希望を実行するための自己判断する範囲が狭くなった。 ・仕事や社会での役割(ボランティアなど)の活動範囲が狭くなった。 ・家族や友人とのコミュニケーション範囲の縮小がみられる。 ・運動や移動範囲が狭くなった。 ・屋内での生活が大半を占めてきている。		・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助を必要とする。 ・立ち上がりや両足での立位保持など複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・排泄や食事はほとんど自分一人で行うことができる。 ・問題行動や理解の低下が見られることがある。		・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助を必要とする。 ・立ち上がりや片足での立位保持など複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・歩行や両足の立位保持などの移動動作に何らかの支えを必要とする。 ・排泄や食事に何らかの介助を必要とする。 ・問題行動や理解の低下が見られることがある。		・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分一人ではできない。 ・立ち上がりや片足での立位保持など複雑な動作が自分一人ではできない。 ・歩行や両足の立位保持などの移動の動作が自分一人でできないことがある。 ・排泄が自分一人ではできない。 ・いくつかの問題行動や理解の低下が見られることがある。		・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ・立ち上がりや片足での立位保持など複雑な動作がほとんどできない。 ・歩行や両足の立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。 ・排泄がほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下が見られることがある。		・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ・立ち上がりや片足での立位保持など複雑な動作がほとんどできない。 ・歩行や両足の立位保持などの移動の動作がほとんどできない。 ・排泄や食事がほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下が見られることがある。		
介護を行う場所	利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		利用者居室／共有フロア		
サービスの分類	介護予防給付に含むサービス	介護予防給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護予防給付に含むサービス	介護予防給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	介護保険給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	介護保険給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	介護保険給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	介護保険給付に含まれず料金を徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	介護保険給付に含まれず料金を徴収するサービス	
<b>介護予防・介護サービス</b>															
○食事介助	-		-		状態に応じて		-		状態に応じて		-		状態に応じて		
○排泄	排泄介助	-	-	-	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	
	おむつ交換	-	-	-	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	一部・全面介助	-	全面介助	-	全面介助	
	おむつ代	-	-	-	-	実費／持込	-	実費／持込	-	実費／持込	-	実費／持込	-	実費／持込	
○入浴等	一般浴介助	2回／週以上(注5)	-	2回／週以上(注6)	-	2回／週以上	-	2回／週以上	-	2回／週以上	-	2回／週以上	-	2回／週以上	
	清拭	-	-	-	-	-	-	-	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	
	機械浴介助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回／週以上	-	2回／週以上	
○身辺介助	体位交換	-	-	-	-	-	-	-	-	一部介助	-	一部・全面介助	-	一部・全面介助	
	居室からの移動	-	-	-	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	
	衣類の着脱	-	-	-	-	一部介助	-	一部介助	-	一部・全面介助	-	一部・全面介助	-	全面介助	
	身だしなみ介助	-	-	-	-	一部介助	-	一部・全面介助	-	一部・全面介助	-	一部・全面介助	-	全面介助	
○機能訓練	日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		日常生活リハビリ(※)		
○通院の介助／同行(注7)	-		-		-		-		-		-		-		
<b>緊急時対応サービス</b>															
ナースコール	適宜対応		-		適宜対応		-		適宜対応		-		適宜対応		
	緊急搬送		-		適宜対応		-		適宜対応		-		適宜対応		
	-		-		-		-		-		-		-		
<b>生活サービス</b>															
○清掃	居室	1回／週以上	-	1回／週以上	-	1回／週以上	-	1回／週以上	-	1回／週以上	-	1回／週以上	-	1回／週以上	
	洗面台・トイレ	1回／日以上	-	1回／日以上	-	1回／日以上	-	1回／日以上	-	1回／日以上	-	1回／日以上	-	1回／日以上	
○洗濯	-	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	必要に応じて	設備使用料 1,000円/週	
○居室配膳・下膳	-	-	必要に応じて	-	必要に応じて	-	必要に応じて	-	必要に応じて	-	必要に応じて	-	必要に応じて	-	
○代行	買い物	-	買物代実費	必要に応じて	買物代実費	必要に応じて	買物代実費	必要に応じて	買物代実費	必要に応じて	買物代実費	必要に応じて	買物代実費	必要に応じて	
役所手続き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>巡回サービス</b>															
巡回サービス	昼間6時～20時	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	3回以上	-	3回以上	-	3回以上	
	夜間20時～6時	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	1回以上	-	1回以上	-	1回以上	
<b>健康管理サービス</b>															
健康管理サービス	健康診断	-	2回／年(注1)	-	2回／年(注1)	-	2回／年(注1)	-	2回／年(注1)	-	2回／年(注1)	-	2回／年(注1)	-	
	健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	
	生活相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	
	医師の訪問診療	-	状態に応じて	-	状態に応じて	-	2回/月(注2)	-	2回/月(注2)	-	2回/月(注2)	-	2回/月(注2)	-	2回/月(注2)
	服薬援助	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)	必要に応じて	薬剤管理(注3)
<b>入退院時、入院中のサービス</b>															
入退院時、入院中のサービス	医療費	-	医療保険の1部負担	-	医療保険の1部負担	-	医療保険の1部負担	-	医療保険の1部負担	-	医療保険の1部負担	-	医療保険の1部負担	-	
	移送サービス	-(注4)	-	-(注4)	-	-(注4)	-	-(注4)	-	-(注4)	-	-(注4)	-	-(注4)	
<b>アクティビティ、その他サービス</b>															
アクティビティ、その他サービス	散歩援助	-	-	-	-	必要に応じて付添援助	-	必要に応じて付添援助	-	必要に応じて付添援助	-	必要に応じて付添援助	-	必要に応じて付添援助	
	買い物援助	-	買物代実費	-	買物代実費	必要に応じて付添援助	買物代実費	必要に応じて付添援助	買物代実費	必要に応じて付添援助	買物代実費	必要に応じて付添援助	買物代実費	必要に応じて付添援助	
	各種イベント／季節行事	-	参加費実費	-	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	
	趣味活動等	-	材料代実費	-	材料代実費	必要に応じて付添援助	材料代実費	必要に応じて付添援助	材料代実費	必要に応じて付添援助	材料代実費	必要に応じて付添援助	材料代実費	必要に応じて付添援助	
	外出・外食援助	-	交通費・外食代実費	-	交通費・外食代実費	必要に応じて付添援助	交通費・外食代実費	必要に応じて付添援助	交通費・外食代実費	必要に応じて付添援助	交通費・外食代実費	必要に応じて付添援助	交通費・外食代実費	必要に応じて付添援助	
	理容・美容	-	利用料実費	-	利用料実費	必要に応じて付添援助	利用料実費	必要に応じて付添援助	利用料実費	必要に応じて付添援助	利用料実費	必要に応じて付添援助	利用料実費	必要に応じて付添援助	
	旅行援助	-	旅行代実費	-	旅行代実費	必要に応じて付添援助	旅行代実費	必要に応じて付添援助	旅行代実費	必要に応じて付添援助	旅行代実費	必要に応じて付添援助	旅行代実費	必要に応じて付添援助	
	社会参加(公民館利用)	-	参加費実費	-	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	参加費実費	必要に応じて付添援助	

※日常生活リハビリとは、ベッド上での寝返り・起き上がり・端座位、立ち上がり、トイレまたはホールへの移動・移乗、散歩・買い物等の歩行訓練などの日常生活に密着した機能訓練のこと。

(注1) 健康診断は、年に2回実施機会を設けます。

(注2) 医師が月に2回居室に訪問診療します。医療保険の一部負担が必要になります。

(注3) 薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。この場合、週に1回程度、協力薬局の薬剤師が、施設を訪れ、行います。

介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の、「居宅療養管理指導」費用の1割(2割または3割)負担が必要となります。

介護職員は、薬剤師の指示により、服薬援助をします。

(注4) 緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時の対応として行います。

(注5) 浴室環境の整備を行い、必要に応じ、安否確認を行います。

(注6) 浴室環境の整備を行い、必要に応じ、見守りを行います。

(注7) 協力医療機関への通院・介助サービスは必要に応じ対応致します。

☆ この「介護サービス等の一覧表」は、サービスの概要を示したもので、より具体的に細かなサービス内容は、個人毎に作成されるケアプランに記載しています。





施設名:そんぼの家 経堂

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 . 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 . 不適合	
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	保全先:
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 . 不適合 . 非該当	初期償却率: %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。  
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。